

組織的犯罪処罰法 13 条 1 項 6 号による没収と憲法 29 条

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 6 年 12 月 17 日

【事 件 番 号】 令和 6 年（あ）第 536 号

【事 件 名】 商標法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、
犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件

【裁 判 結 果】 上告棄却

【参 照 法 令】 日本国憲法 29 条、組織的犯罪処罰法 2 条、組織的犯罪処罰法（令和 4 年法律第 97 号
改正前）10 条・13 条

【掲 載 誌】 刑集 78 巻 6 号 462 頁、裁時 1854 号 5 頁、判タ 1542 号 104 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25573949

一橋大学教授 平良小百合

事実の概要

被告人は、①偽ブランド品のバッグ等を販売譲渡して、商標権侵害とみなされる行為を行った。②財産上の不正な利益を得る目的で犯した商標法違反の犯罪行為により得た財産の取得につき事実を偽装しようと考え、商標法違反により得た犯罪収益が混和した合計 1577 万 6000 円を含む現金 1764 万円を、被告人が管理する a 銀行に開設された A 名義の通常貯金口座に預け入れ、犯罪収益の取得につき事実を偽装した。③そして、他人になりすまして預貯金契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、A から前記 A 名義の通常貯金口座の通帳の交付を受けた。

第一審裁判所は、前記①～③の事実を認定し、被告人を懲役 2 年 6 月（執行猶予 3 年）及び罰金 200 万円（労役場留置 1 日 1 万円換算）に処し、被告人が a 銀行に対して有する A 名義の通常貯金債権（以下、「本件貯金債権」という。）のうち 1564 万円（②の犯罪行為により生じた犯罪収益等の額に相当する部分であり、被告人以外の者に属さない。）を没収した（岡山地津山支判令 5・6・15 刑集 78 巻 6 号 472 頁）。

被告人は控訴し、②の犯罪収益等取得事実偽装の罪により生じた本件貯金債権のうち、犯罪収益に由来する財産の額に相当するのは 840 万 7674 円分にとどまるとして、第一審判決がこれを超えて没収したことの適否を争った。弁護人は、(1) 犯罪と関係のない正当な経済活動によって得た財

産をも没収可能とする令和 4 年法律第 97 号による改正前の「組織的な犯罪及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下、「法」という。）13 条 1 項 5 号は、一般財産を含めて没収の対象とするものであり、財産権を不当に制限し憲法 29 条に違反する、(2) 仮に合憲であるとしても、本件貯金債権のうち犯罪収益は多くとも 1093 万 9900 円であり、これを超える部分は一般財産であると明らかに識別できるにもかかわらず、同号を適用することは違憲である、と主張した。原判決は、本件貯金債権の没収について適用されるのは、法 13 条 1 項 6 号であると指摘し、この点は判決には影響しないとした上で、「法 10 条に係る犯罪収益等は同条の犯罪行為を組成する財産であり、その全額が犯罪活動に再投資されるなどして合法的な経済活動に悪影響を与えるおそれがあること等に照らし合理性があるから、憲法 29 条に反するとはいえない」と判断した。また、本件が一般財産の金額を特定識別できる場合に当たらないことは明らかであるとした（広島高岡山支判令 6・3・25 刑集 78 巻 6 号 477 頁）。これに対し、被告人が上告した。上告趣意では、(1) 法 13 条 1 項 5 号が国民の財産権（憲法 29 条）を過度に制限するものであり違憲である、(2) 一般財産額と犯罪収益額を特定できるにもかかわらず、一般財産をも没収対象としている点、組織的犯罪活動への再投資が想定されない事案について本条を適用している点で違憲であると述べられていた。

判決の要旨

上告棄却。

「本件は、被告人が、財産上不正な利益を得る目的で犯した商標法違反の犯罪行為により得た財産等を、その他の自己の財産と共に自ら管理する他人名義の銀行口座に預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装し、これにより生じた貯金債権が没収の対象とされている事案であるから」、本件貯金債権「の没収について適用されるのは、原判決が指摘するとおり、法 13 条 1 項 6 号である。したがって、所論は、犯罪収益及び犯罪収益に由来する財産の額又は数量に相当する部分を超えて、法 10 条 1 項前段の犯罪行為により生じた財産全体の没収を可能とする法 13 条 1 項 6 号の規定違憲をいうものと解される」。

「法は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることなどに鑑み、犯罪による収益の隠匿等を処罰するとともに、犯罪による収益の的確な剥奪を可能とするための没収及び追徴に関する特例等を定めることなどを目的としている。これを受けて、法 10 条は、犯罪収益とその前提となる犯罪との関係を隠すなどの行為が、将来の犯罪活動に再投資されたり、合法的な経済活動に悪影響を及ぼしたりするなどのおそれのある犯罪収益の保持・運用を容易にするものであることから、その行為自体の反社会性、法益侵害性に着目してこれを処罰することとし、犯罪収益又は犯罪収益に由来する財産が含まれる限り、前記のおそれがあることには変わりがないことなどから、これらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産の取得等につき事実を仮装し、又は混和した財産を隠匿した場合、その財産全体について仮装又は隠匿の罪が成立するとしている。その上で、法 10 条の犯罪行為に関わる財産について、法 13 条 1 項 5 号は、当該犯罪行為を組成した財産全体を、同項 6 号は、当該犯罪行為により生じた財産等を、それぞれ没収することができる」と規定している」。

「このように、取得等につき事実を仮装する行為や隠匿行為の客体となった財産全体について法 10 条の罪が成立するとした上で、同条の犯罪行為に関わる財産を広く任意的没収の対象とすることは、同条の犯罪行為を予防・禁圧するとともに、

将来の犯罪活動に再投資されたり、合法的な経済活動に悪影響を及ぼしたりするなどのおそれのある財産の的確な剥奪を可能とするという、前記法の目的を達成するために必要かつ合理的な措置といえる。したがって、法 10 条の犯罪行為に関し、これにより生じた財産等を没収することができる」とする法 13 条 1 項 6 号の規定は、憲法 29 条に違反しない。このように解すべきことは、当裁判所の判例」（最大判昭 32・11・27 刑集 11 巻 12 号 3132 頁（以下、「昭和 32 年判決」という。）、最大判昭 39・7・1 刑集 18 巻 6 号 290 頁（以下、「昭和 39 年判決」という。））「の趣旨に徴して明らかである」（最判昭 36・3・30 刑集 15 巻 3 号 667 頁参照（以下、「昭和 36 年判決」という。））。

判例の解説

一 組織犯罪の不法収益剥奪の強化

法は、我が国においても組織的な犯罪が少なからず発生しているという実情に加え、国際的にも協調した対応が強く求められていたことをも背景に進められた刑事法整備の一環として、平成 11 年に制定された¹⁾。その後も、組織犯罪の不法収益の剥奪を強化する方向での法整備が進められてきた。こうした中、本判決は、犯罪収益及び犯罪収益に由来する財産の額又は数量に相当する部分を超えて、法 10 条 1 項前段の犯罪行為により生じた財産全体の没収を可能とする法 13 条 1 項 6 号について、憲法 29 条に違反しないとの判断を示したものである。

二 本判決の位置付け

没収とは、「物の所有権を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑で主刑に付加して科される付加刑（刑法 9 条）」²⁾と定義される。没収が憲法 29 条に違反しないかについては、度々争われてきた。本判決が「趣旨に徴して明らか」として引用する昭和 32 年判決は、旧関税法 83 条 1 項による犯人以外の第三者の所有に属する同条所定の貨物又は船舶の没収について、「第三者において、貨物について同条所定の犯罪行為が行われること又は船舶が同条所定の犯罪行為の用に供せられることをあらかじめ知っており、その犯罪が行われたときから引きつゞき右貨物又は船舶を所有していた場合に限り、右貨物又は船舶に

つき没収のなされることを規定したものと解すべき」として、合憲限定解釈を施した上で、「犯人以外の第三者の所有物についてなされる没収の趣旨及び目的に適合」し、憲法 29 条に違反しないとしていた。昭和 32 年判決の趣旨に照らし、刑法 19 条 1 項の没収が憲法 29 条に違反するものでないことが明らかであるとしたものに昭和 36 年判決があり、本判決は参照判例としてこれも挙げている。昭和 36 年判決は特に理由を述べていないが、「第三者の所有物であっても、第三者が悪意の場合には没収しても合憲なのであるから、犯罪者本人から没収するのは当然合憲であると解釈するもの」³⁾との指摘がある。

加えて、本判決が引用している昭和 39 年判決は、没収に代わる追徴を規定した旧関税法 83 条 3 項につき、「没収に代わる追徴なる制度の本旨に適合する限り、立法によって定めうる事項であり、当該関税法違反の犯罪に関与した犯人のすべてに追徴を科することは、犯罪に対する制裁と、その抑圧の手段としての刑罰的性格を有する追徴の本旨に適合」し、憲法 29 条に違反しないとしていた。これらの判決においては、「没収という制度の趣旨及び目的」ないし「追徴という制度の本旨」に、没収や追徴の具体的な仕組みが適合するかが判断されている。

本判決は、刑法 19 条 1 項による没収よりも対象範囲を拡張する法 10 条及び 13 条 1 項 6 号の制度について、まず、法が採用する犯罪収益剥奪制度の目的を示した上で、このように没収対象を拡張することがその目的を達成するために必要かつ合理的なものを審査しており、この点で、これらの判決の示した判断枠組みに沿ったものである。

財産権を規制する法律の合憲性が問題になる際には、比較考量の枠組みを示した証券取引法判決（最大判平 14・2・13 民集 56 巻 2 号 331 頁）が先例として引用されることが、これまで一般的であったが、本判決では引用されていない。最高裁は、刑事法上の没収・追徴に係る事案を、財産権規制一般とは異なる判例の系譜に位置付けていると考えられる。もっとも、証券取引法判決も、比較考量に、目的の正当性及び目的達成のための手段としての必要性、合理性を問う目的手段審査を組み込んでいたことからすると、昭和 32 年判決から本判決に至る没収・追徴に係る判例の系譜におい

ても、目的達成の手段としての必要性、合理性を問う実質的な判断枠組みは変わらないともいえそうである⁴⁾。ただし、目的の正当性を独立の審査段階として明示していないという点では違いがある。これについては、没収・追徴が本来の刑罰の付加刑としての性質を有することから、目的が公共の福祉に適合することは明らかであったからの解説がある⁵⁾。更に没収範囲を拡大することによって達成しようとする目的が何であるかは、改めて問われるはずであるところ、本判決では、下記のとおり目的について詳細に述べている。その目的が正当であるかについて明示的に述べる部分はないが、目的の正当性の判断は、そこに織り込まれているものと解される。

三 審査の構造

本判決は、法における犯罪収益規制の仕組み全体を踏まえて、法 13 条 1 項 6 号が定める没収の範囲の合理性・必要性を審査している。まず、没収との関わりにおける法の目的について、「犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、犯罪による収益の隠匿等を処罰するとともに、犯罪による収益の的確な剥奪を可能とするための没収及び追徴に関する特例等を定めることなど」であると述べている。かかる目的は法 1 条にも定めがある。

続いて、仮装・隠匿罪を設けて、いわゆるマネー・ロンダリング行為を処罰する法 10 条の処罰根拠が示される。すなわち、「犯罪収益とその前提となる犯罪との関係を隠すなどの行為が、将来の犯罪活動に再投資されたり、合法的な経済活動に悪影響を及ぼしたりするなどのおそれのある犯罪収益の保持・運用を容易にする」ということである。刑事法学では、このように処罰根拠として「犯罪収益の投資可能性」を挙げる本判決の理解が通説であるとされる一方、「犯罪収益が事業活動に用いられることで、いかなる悪影響が合法的な経済活動に及ぼされるのかが明らかではないとして、仮装・隠匿罪を犯罪収益の剥奪を妨害する犯罪としてとらえる立場も有力」であり、さらに、かかる「追及困難化を通じた投資可能性こそが、仮装・隠匿罪の処罰を基礎づける」との見解が説かれている⁶⁾。この見解は、本判決が、仮装・隠匿罪の処罰根拠を「犯罪収益の保持・運用を容易にする」

ことに求めていることから、仮装・隠匿罪は、「犯罪収益の保有そのものを罰するものではなく、犯罪収益の仮装行為・隠匿行為を処罰するものである」と解している⁷⁾。

法 10 条は、取得又は処分についての事実の仮装及び隠匿の客体を「犯罪収益等」と規定している。「犯罪収益等」とは、「犯罪収益⁸⁾、犯罪収益に由来する財産⁹⁾又はこれらの財産とこれら以外の財産が混和した財産」(法 2 条 4 項)をいい、犯罪収益以外を広く含む。法制定に先立ち、「犯罪収益等」に含まれる財産が広範囲なものになるという点や、没収対象が金銭債権にまで広がり、犯罪収益そのものだけでなく犯罪収益に由来する財産まで剥奪できる結果、刑罰としての没収としては罪刑の均衡上問題があり、前提犯罪と没収対象財産との牽連性が希薄になるという点が指摘されていた¹⁰⁾。

本件では、このように広い範囲の財産を含む「犯罪収益等」を客体として仮装・隠匿罪が成立し、さらに、その犯罪行為により生じた財産全体を没収対象とし得る、法 10 条と 13 条 1 項 6 号とが組み合わされた制度の合憲性が問題となった。本判決は、混和財産の中に、「犯罪収益又は犯罪収益に由来する財産が含まれる限り、前記のおそれがあることには変わりがない」ことから、仮装又は隠匿行為の客体となった財産全体について仮装又は隠匿の罪が成立するとしているのだと説明する¹¹⁾。その上で、法 13 条 1 項 6 号は、法 10 条の犯罪行為により生じた財産を没収することができると規定したものとする。

以上のような説示を経て、「取得等につき事実を仮装する行為や隠匿行為の客体となった財産全体について法 10 条の罪が成立するとした上で、同条の犯罪行為に関わる財産を広く任意的没収の対象とする」という措置について、「同条の犯罪行為を予防・禁圧するとともに、将来の犯罪行為に再投資されたり、合法的な経済活動に悪影響を及ぼしたりするなどのおそれのある財産の的確な剥奪を可能とする」という目的との関係で必要性・合理性が肯定されている。

本判決は、法の没収制度の合理性を説く一方で、剥奪される財産の性質や不利益の程度については特段の考慮をしていないようにもみえる。もっとも、法 13 条 1 項が、「没収することができる」と規定し、任意的没収を採用していることにより、

個別の事案における過剰な剥奪を避ける余地が残されている。本判決では詳述されていないが、任意的没収であるため、『混和財産』の中に犯人が正業によって得た財産が含まれ、その全部を没収することが過酷にすぎるような場合、その財産の一部を没収することができる¹²⁾。このように、個別の事案において没収が目的との関係で著しく均衡を欠くこととなる事態を回避し得る制度設計が採られていることは、本件措置の合理性を基礎付ける要素として重要である¹³⁾。

●——注

- 1) 立案担当者による制定の経過についての解説として三浦守ほか『組織的犯罪対策関連三法の解説』(法曹会、2001 年) 1 頁以下参照。
- 2) 『有斐閣法律用語辞典〔第 5 版〕』(有斐閣、2020 年)。
- 3) 朝山芳史「判批」判例秘書ジャーナル(2025 年) 7 頁。
- 4) 朝山・前掲注 3) 8 頁以下は、本判決による昭和 32 年判決や昭和 39 年判決の引用は、「前に大法廷でした合憲判断の趣旨と同じであることを示して、小法廷で合憲判断をすることが可能であることを示すことに主眼があり」、小法廷判決である昭和 36 年判決「を挙げているのは、上記のような処理をした先例があることを示したものと理解することができる」として、本判決とこれらの判例の「考え方が同じであるとみるのは相当でない」とする。そして、むしろ、証券取引法判決と本判決の判断手法の共通性を強調している。しかし、昭和 32 年判決や昭和 39 年判決においても、「立法目的を達成するために必要かつ合理的な措置といえるか否か」という観点は見られる(「匿名解説」判タ 1542 号(2026 年) 104 頁も参照)。
- 5) 朝山・前掲注 3) 8 頁。
- 6) 芥川正洋「組織的犯罪処罰法における犯罪収益等の仮装・隠匿罪について」刑ジャ 84 号(2025 年) 41 頁参照。
- 7) 芥川・前掲注 6) 41 頁注 33 (傍点原文)。
- 8) 法 2 条 2 項に定義されている。
- 9) 法 2 条 3 項に定義されている。
- 10) 日本弁護士連合会『『組織的な犯罪に対処するための刑事法』に関する意見書』(1997 年) 9 頁。
- 11) 三浦ほか・前掲注 1) 75 頁でも同様の説明が述べられていた。
- 12) 三浦ほか・前掲注 1) 143 頁。
- 13) 前掲注 4) 「匿名解説」104 頁参照。

任意的没収であることから、適用違憲の問題が生じる余地はなく、単に量刑不当の問題が生じる(刑事訴訟法 381 条)に過ぎないとされる(朝山・前掲注 3) 9 頁参照)。なお、被告人については、原判決において量刑不当の主張はしりぞけられている。